



基安化発 0403 第 2 号
平成 29 年 4 月 3 日

一般社団法人日本建設業連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長
(契 印 省 略)

建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止の実施について

建築物等の解体等の作業における労働者の石綿ばく露防止措置については、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」といいます。）や厚生労働大臣指針を定め、平成 26 年 4 月 23 日付け基発 0423 第 8 号「石綿障害予防規則の改正及び労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の制定について」等によりその適切かつ有効な実施について周知徹底を図ってきたところです。

今般、石綿ばく露防止を一層徹底するため、石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアルを改訂し、その 2.10 版を厚生労働省ウェブサイトに掲載いたしました。

つきましては、下記に示します改訂の要点とともに、建築物等の解体等の作業を行う関係事業場等への周知を図っていただきますようお願い申し上げます。

記

1 いわゆる建材のレベル分類の趣旨

いわゆるレベルの分類は、あくまで発じん性の 1 つの目安に過ぎず、作業方法など他の要素により実際の発じんの程度は大きく変わることを明示したこと。（石綿指針 2-1-1 の項の具体的留意事項 1）

建材のレベルにかかわらず、石綿則において様々な措置が義務付けられていることを明示したこと。（同上）

2 建築用仕上塗材に関する記載の追加

建築用仕上塗材の試料採取や、除去等作業時のばく露防止対策に関する技

術的事項について示したこと。(石綿指針 2-1-2 の項の具体的留意事項 25 及び〈事前調査の具体的手順の例〉 6 の(2)、付録Ⅲ、付録 XI ほか)

3 成形板の破碎防止のための記載の充実

成形板については、従前から原則して切断・破碎をしない旨明示してきていたが、その実効を期するため、定尺 (0.9×1.8 メートル) 又は長尺 (0.9×2.7 メートル) の成形板について、それを梱包できる大きさのフレキスブルコンテナバックを使用すべきことを明示したこと。(石綿指針 2-3 の項の具体的留意事項の 1 ほか)

4 中・低層棟建築物等の解体等を行う場合の隔離・負圧に関する記載の追加
中・低層棟建築物等の解体等を行う場合の隔離・負圧に関する記載を追加したこと。(石綿指針 2-2-1 (5) (6) の項の具体的留意事項の 2)

5 その他

事前調査に関する記載の整理・充実を行うなど、所要の改正を行ったこと。
(石綿指針 2-1-2 の項ほか)

【参考】石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアルの掲載ページ

「石綿障害予防規則など関係法令について | 厚生労働省」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/jigyo/ryuijikou/index.html

検索キーワード：「石綿障害予防規則 関係法令」